

道路整備に係る予算の確保及び補助率等のかさ上げ措置の継続を
求める意見書

道路は、地域の発展や経済・社会活動を支えるとともに、災害時には住民の命を守るライフラインとしての機能を果たすなど、住民生活に欠かせない最も重要な社会基盤の一つである。

本市においては、市内各所に所在する地域拠点施設へのアクセスの向上、災害に強い道路網の構築、市街地の慢性的な交通渋滞の緩和等を図るため、岩国大竹道路の早期完成や岩国南バイパス南伸の早期事業化を初めとする国の幹線道路の整備を強く要望しているところである。

また、市内全域に広がる生活道路については、事故防止や緊急車両の円滑な通行を目的とする整備、老朽化した道路施設の更新や橋梁の長寿命化対策など、安心・安全な道路整備に向けて本市が早急に取り組むべき多くの課題を抱えている。

これらの課題を克服するためには、国による適切な予算措置と地方公共団体への財政的支援が不可欠であることは言うまでもない。加えて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定による地域高規格道路等の補助事業や交付金事業の補助率等のかさ上げ措置は平成29年度までの時限措置となっており、このままでは道路整備に係る事業費が市の財政を圧迫し、道路整備の進捗はもとより、地方創生の実現に向けた取り組みに深刻な影響を与えることも危惧される。

よって、国におかれては、地方における計画的かつ着実な道路整備の必要性を踏まえ、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 計画的・安定的に道路整備が進められるよう、必要な道路関係予算を確保すること。
 - 2 道路財特法の規定による補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日

岩 国 市 議 会

提出先：内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、国土強靱化担当大臣、
衆議院議長、参議院議長